

ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究  
－海上防衛力近代化と「8艦8機体制」－

相澤 輝昭

【要約】

海上自衛隊の機動運用する護衛艦部隊の「8艦8機体制」は、1980年代以降の我が国の防衛力近代化の一つの象徴とみなされて来た。しかし、この構想がどのような背景の下、何を目的として策定されたのか、また、我が国の海上防衛において、実際どのような意義があったのかといった点については「海上自衛隊五十年史」等に概要が示されているものの必ずしも体系的に研究されているわけではない。近年、防衛研究所の実施するオーラル・ヒストリーにおいて同構想の策定に携わった関係者の証言が得られつつあることにもかんがみ、本研究では「8艦8機体制」の策定経緯を再確認、我が国海上防衛における意義等について考察したものである。

これについて筆者の見解は次のとおりである。すなわち、創設当初、防衛力整備の優先順序が低く抑えられ、目標としていた兵力規模と現状に乖離があった海上自衛隊は、基盤的防衛力構想に実態として防衛力の規模を現状維持とする性格があったことに抵抗があり、また、「防衛計画の大綱」策定に際し従来から主張してきた5個護衛隊群の整備が認められなかったことを契機に、不足する兵力を質の向上（装備近代化）により補うべく、「8艦8機体制」構想の策定に至ったということである。また、同構想は単に装備の近代化を図ったというだけのものではなく、財政上の考慮を含む政治的妥当性と軍事的合理性の整合を図り、High-low Mixの考え方を徹底した現実的な施策であるが、その策定プロセスは今日における安全保障、防衛政策の実務上も大いに参考になるものと考えられる。

なお、論文としては次の3章から構成し、上記に係る事実関係の再確認及び考察を実施した。

第1章「防衛力整備計画の推移と海上自衛隊」においては、創設以来の防衛構想等を踏まえつつ防衛力整備計画の推移を概観するとともに、当時の護衛艦部隊の実力等について確認した。第2章「防衛計画の大綱」における基盤的防衛力構想と海上自衛隊においては、基盤的防衛力構想と「51大綱」策定経緯を概観、「8艦8機体制」が必要とされた背景について明らかにした。第3章「8艦8機体制」の確立と我が国海上防衛における意義においては、「8艦8機体制」がどのように実現していったのか、ポスト四次防艦の建造に焦点を当てて再確認するとともに、同構想の我が国の海上防衛における意義等について考察した。

はじめに

海上自衛隊（以下、海自）の機動運用する護衛艦部隊の「8艦8機体制」<sup>1</sup>は1980年代以降の我が国の海上防衛力近代化の一つの象徴とみなされて来た感がある。しかし、同構想がどのような背景の下、何を目的として策定されたのか、また、我が国の海上防衛において、実際にどのような意義があったのかといった点については「海上自衛隊五十年史」<sup>2</sup>（以下、「五十年史」）等に概要が示されているものの、必ずしも体系的に研究されているわけではない。近年、防衛研究所（以下、防研）の実施するオーラル・ヒストリー（以下、OH）において、同構想策定に携わった関係者の証言が得られつつある事にもかんがみ、本研究では海自の防衛力整備に係る歴史的経緯を踏まえつつ、「8艦8機体制」の構想策定経緯を再確認し、我が国の海上防衛における意義等について、改めて考察するものである。

これについて、筆者の基本的な見解は次のとおりである。すなわち、創設当初、防衛力整備の優先順序が低く抑えられ、目標とする兵力規模と現状に乖離があった海自は、基盤的防衛力構想に実態として防衛力の規模を現状維持とする性格があったことに抵抗があり、また、「防衛計画の大綱」<sup>3</sup>（以下、「51大綱」）の策定に際し、従来から主張してきた5個護衛隊群の整備が認められなかったことを契機として、不足する兵力量を質の向上（装備近代化）により補うべく「8艦8機体制」構想の策定に至ったということである。また、同構想は単に装備の近代化を図ったというだけのものではなく財政上の考慮を含む政治的妥当性と軍事的合理性の整合を図り、High-low Mix<sup>4</sup>の考え方を徹底した極めて現実的な施策であったということでもある。

<sup>1</sup> 海自の機動運用する護衛艦部隊の戦術単位を示す用語であり、護衛艦8隻と艦載ヘリ8機による編成を指す。旧海軍の八八艦隊（戦艦8隻、巡洋艦8隻）構想になぞらえて「(新)八八艦隊」と称された場合もあったが、海自ではこれを「国の命運をかけるほどの大計画であり海自の編成計画はこれに比すべきものではない。」として「8艦8機体制という言葉を使用するよう指導」してきたとされている（長田博「8艦8機の4個群体制ついに完成！」『世界の艦船』（1995年6月号）99頁）。

<sup>2</sup> 海上自衛隊50年史編さん委員会『海上自衛隊五十年史』防衛庁海上幕僚監部（2003年）。

<sup>3</sup> 「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について」（昭和51年10月29日、国防会議決定、閣議決定）。

<sup>4</sup> “High-Low Mix”の解釈には諸説あるが、本稿では元米海軍作戦部長のズムウォルト(Elmo Russell Zumwalt, Jr.)による「予想される最大の脅威に対処し得る能力を持つ戦闘艦（ハイ・ミックス）と限られた予算枠内でより多くの戦闘艦を建造できるよう、コストの安いそれほど強力な戦闘能力を持たない戦闘艦（ロー・ミックス）とを保有すべき」とする考え方に準拠している。

The Congress of the United States Congressional Budget Office, *Shaping the General Purpose Navy of the Eighties: Issues for Fiscal Year 1981-1985*, pp73.

<<http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/ftpdocs/111xx/doc11160/80doc04bb.pdf>> 2014年2月3日アクセス。邦訳「八〇年代の一般目的海軍の形成—1981—85年度における諸問題（4）」『国防』（1980年7月）113頁。

## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

なお、今回、本件をテーマとして取り上げることとした契機、問題意識は次のとおりである。第一に、平成 24 年度の防研 OH では元海自大湊地方總監の吉川圭祐から聴き取りを実施したが、吉川は海上幕僚監部（以下、海幕）防衛課で「8 艦 8 機体制」構想策定に携わった主担当者であり、ここで得られた貴重な証言を研究資料として活用したいと考えたということである。

第二に、2013 年 8 月、新型のヘリコプター搭載護衛艦（以下、DDH）「いずも」が進水したが、これは「8 艦 8 機体制」が一つの転換点を迎えたことを意味するからである。全通型飛行甲板を有する DDH は既に「ひゅうが」型が就役しているが、同型も常時搭載の哨戒ヘリは 3 機とされ部隊編成は「8 艦 8 機体制」から変わるところはなかった。この点、「いずも」型では哨戒ヘリ 7 機を常時搭載とされており、今後は護衛隊群の一部が「8 艦 12 機体制」となるわけで、「8 艦 8 機体制」が歴史的にも一つの区切りを迎えたのを機に、その成立経緯等について、ここで総括しておく必要があると考えた次第である。

そして第三に、第一の件にも関連して、OH の活用により防衛政策や自衛隊に関する研究の進展に寄与したいという企図もある。この点は本研究の基本的なスタンスにも係るものであり、先行研究との関係という点も含め、ここで少し詳細に述べておきたい。

道下徳成は我が国の防衛政策等に関する文献を紹介した「日本の防衛政策・自衛隊に関するヒストリオグラフィー」の中で、我が国においては「防衛政策・自衛隊についての研究が比較的未熟な分野」であり、これは「一次資料が公開されない場合が多いため、学術研究が困難であるため」と指摘しているが、近年これを補完する手法として OH が着目され、防研も前述のとおりこれに取り組み成果が蓄積されつつある<sup>5</sup>。とは言え、OH はその口述記録という性質上、一次資料そのものにはなり得ず、その活用には先行研究ないしは他の入手可能な資料を参照してのアプローチを求められるのが一般的である。ただそうなると、先駆的分野であり、かつ、関連する一次資料の公開も当面望めない場合、その活用を躊躇しては結果的に OH の意義自体を問われることにもなりかねない。吉川の貴重な証言にしても、何らかの形で研究に活用して情報発信していかなければ単に OH を実施しただけに終わってしまう可能性もある。そのような観点から、本研究のアプローチについては構想段階でも実施段階でもアクセス可能な資料が極めて限定されることの懸

<sup>5</sup> 道下徳成「日本の防衛政策・自衛隊に関するヒストリオグラフィー」戦略研究学会『年報 戦略研究（日本流の戦争方法）』第 5 号（芙蓉書房、2007 年）203 頁。佐道明広『戦後日本の防衛と政治』（吉川弘文館、2003 年）9-10 頁。中島信吾『戦後日本の防衛政策—「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』（慶応大学出版会、2006 年）1-2 頁、13-14 頁にも同旨の記述がある。

<sup>6</sup> OH に係る学術的取り組みの概要は御厨貴『オーラル・ヒストリー—現代史のための口述記録』（中公新書、2002 年）参照。防研の取組みについては平山実、千々和泰明「戦後日本の防衛政策に関するオーラル・ヒストリーの活用法の一考察」『戦史研究年報』第 14 号（2011 年 3 月）。中島信吾「ブリーフィングメモ 防衛庁・自衛隊史研究とオーラルヒストリー」（防衛研究所ニュース 2006 年 10 月号）<<http://www.nids.go.jp/publication/briefing/pdf/2006/200610.pdf>>2014 年 2 月 3 日アクセス等を参照。

念について指摘、指導助言を受けてきたところではあるが、敢えてのチャレンジとした次第である。また、このことにも関連して本研究に係る資料の状況と先行研究との関係について述べれば次のとおりである。すなわち、先に引用した道下の指摘は一次資料が得られないことの文脈によるものであって、海外公開文書<sup>7</sup>や「堂場文書」<sup>8</sup>等、入手可能な資料に基づき展開された先行研究には多くの貴重な業績があり、このことは道下も先の論文中で具体的に指摘しているところである。特に我が国の再軍備過程、海自の草創期等を対象とした研究はジェイムズ・E・アワー（James E.Auer）の「よみがえる日本海軍」<sup>9</sup>を嚆矢に多数あり、これらについては本研究の背景となる海自の防衛力整備の推移を追っていく中で適宜参照していくが、一方、本研究の主対象となる 70 年代後半以降については防衛力整備の細部に係る体系的研究が余り進んでいないのも事実である。実際、本研究の主題である「8 艦 8 機体制」については、その契機となった「51 大綱」、基盤的防衛力構想に係る研究は多くの蓄積があるものの、「8 艦 8 機体制」自体に焦点を当てた文献としては前述の「五十年史」のほか、本構想の産みの親と言われている元海幕長の長田博<sup>10</sup>が「世界の艦船」に寄稿した「8 艦 8 機の 4 個群体制ついに完成」と題する記事<sup>11</sup>と、元自衛艦隊司令官の香田洋二が *Naval War College Review* に寄稿した“A NEW CARRIER RACE?”<sup>12</sup>という論文以外、体系的、包括的に記述されたものとしては管見の限り存在しない。よって本研究の核心部分はこれらの文献によるほか、基本的に吉川の OH の証言に依拠せざるを得ないのである。

以上、述べてきたような問題意識及び資料的制約を踏まえつつ本研究は次のとおり構成する。

第 1 章においては、海自の創設以来の防衛構想等を踏まえつつ防衛力整備計画の推移を概観するとともに、当時の海自護衛艦部隊の編成と実力等について確認する。第 2 章にお

---

<sup>7</sup> 例えば、我が国の再軍備過程に係るものとして米国国家安全保障会議（NSC:National Security Council）による NSC13/2「対日政策に関する勧告」（1948 年 10 月 7 日）をはじめとする NSC 文書、統合参謀本部（JCS:Joint Chief of Staff）文書等があり、これらの主要なものは大嶽秀夫編・解説による『戦後防衛問題資料集 第 1～3 巻』三一書房、1991～92 年に邦訳が収録されている。また、増田弘が米国立公文書館で収集した資料が Hiroshi Masuda edited *Rearmament of Japan part 1; 1947-1952, part 2; 1953-1963*, Congressional information Service inc, and Maruzen Co, (1998, 1999).として刊行されている。

<sup>8</sup> 一般財団法人平和・安全保障研究所『堂場文書 DVD-ROM 版』（丸善、2013 年）。読売新聞の記者であった堂場肇が取材過程で入手した 1970 年代までの防衛庁関連各種資料を網羅したものであり、戦後安全保障、防衛政策史研究の資料として多くの先行研究に引用されている。

<sup>9</sup> James E.Auer, *The postwar rearmament of Japanese maritime forces. 1945-71*,(Prager,1973)（邦訳）ジェイムズ・E・アワー／妹尾作太男・訳『よみがえる日本海軍（上下）』時事通信社（1977 年）。

<sup>10</sup> 「8 艦 8 機体制」構想の策定当時の海幕防衛班長であり吉川圭祐は班員として長田の下で実務を担当した。

<sup>11</sup> 長田「8 艦 8 機の 4 個群体制ついに完成！」96-99 頁。

<sup>12</sup> Youji Kouda “A NEW CARRIER RACE? Strategy, Force Planning, and JS Hyuga” *Naval War College Review*, vol.64, No.3(Summer 2011) pp31-60.

## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

いては、基盤的防衛力構想と「51 大綱」の策定経緯とこれに対する海自の対応等を概観し、「8 艦 8 機体制」が必要とされた背景等について明らかにする。そして第 3 章においては、「8 艦 8 機体制」がどのように実現していったのか、ポスト四次防艦の建造に焦点を当て再確認するとともに、同構想の我が国の海上防衛における意義等について考察を試みることにする。

### 1 防衛力整備計画の推移と海上自衛隊

本章では本研究の主題である「8 艦 8 機体制」構想の策定へと至る背景について、創設以来の海自の防衛構想を踏まえての防衛力整備計画の推移、これに対する海自の認識について概観する。また、四次防当時における主要国水上戦闘艦艇の趨勢に比しての海自主要護衛艦の性能のレベルと、この当時までの護衛隊群の変遷等について概観する。

#### (1) 海上自衛隊の特質と創設以来の防衛構想等

本研究の主題である「8 艦 8 機体制」について論じるには、ここに至る海自の防衛力整備の推移を承知しておく必要があり、そのためには防衛力整備の基礎となる海上防衛構想の概要も明らかにしておかなければならない。そうすると本来であれば我が国の再軍備の過程、海自の創設経緯等についても言及すべきところであるが、この点については紙面の制約もあり、ここでは先行研究等を追いつつ、その概要の確認にとどめておくこととする。

この時期を対象とした文献としては前出のアワーの研究のほか、近年では阿川尚之の「海の友情」をはじめ一般書籍<sup>13</sup>でも本件がテーマとして取り上げられるようになり、海自創設経緯として、旧海軍の解体直後から元海軍軍人の一部グループが密かに「海軍再建計画」を検討、アーレイ・バーク (Arleigh Albert Burke) から米海軍関係者の協力を得て、その具現化を図ったとする逸話が一般にも知られるようになってきた。また、これに係る資料の状況については、アワーが特に許されて海幕長室で閲覧したとされる Y 委員会<sup>14</sup>記録等の史料も今日では防研に移管され「海自創設経緯資料」として史料室において公開されているほか、海外公開文書等も前述のとおり収集整理が進み、これらに基づく研究も多くの蓄

<sup>13</sup> 阿川尚之『海の友情 米国海軍と海上自衛隊』（中公新書、2001 年）。NHK報道局「自衛隊」取材班『海上自衛隊はこうして生まれた―「Y 文書」が明かす創設の秘密』（日本放送出版協会、2003 年）。手塚正巳『凌ぐ波濤 海上自衛隊を作った男たち』（太田出版、2010 年）等

<sup>14</sup> Y 委員会は、海上警備隊発足に際し米国から貸与される艦艇の受け入れ検討のため設置された委員会であり旧海軍軍人グループの研究を引き継いで海軍再建計画を検討する性格も持っていた。その議事録等が海幕長引き継ぎ資料として保管されていたが、Y 委員会発足以前の「旧海軍残務処理機関における軍備再建に関する研究資料」等も含め平成 19 年度に防研に移管、「海自創設経緯資料」として公開されている。

積が得られている<sup>15</sup>。その中で本研究の問題意識に比較的近いものとしては創設当初の防衛構想、特に米海軍との役割分担の問題に焦点を当てた石田京吾による「戦後日本の海上防衛力整備（1948～52年）」<sup>16</sup>があり、これについては以降の考察において適宜参照していくこととする。

なお、これらの先行研究では、前述の阿川の著書に象徴されるような海自創設経緯を旧海軍軍人による一種の「成功物語」とみなす立場のものは少数派であり、むしろ将来的にいわゆるオーシャンネイビー（外洋海軍）への発展を指向する旧海軍軍人グループと、これをあくまで沿岸警備隊レベルにとどめようとする海上保安庁との確執に言及しつつ、前者について批判的なものが多い<sup>17</sup>。このような意識のギャップは後に海自と防衛庁内局との対立点としてしばしば問題になっていくのであるが、この点は防衛力整備計画の推移を追っていく中で後述する。

さて、本題に戻って防衛構想についてであるが、これらはパンフレット等でイメージが示されることはあっても詳細は明らかにされないため、ここでは「五十年史」の記述やOHの証言から本研究に必要となる範囲で具体的内容を類推していくこととしたい。このため、まずは海自に関する次のようないくつかの「通説」、すなわち、①米海軍との共同を重視、②対潜戦と対機雷戦を重視、③主たる任務は「海上交通の保護」と「周辺海域の防衛」、といった事項について検証していくこととする。これについて端的に示されたものとしては、元海幕長の中村悌次による次の証言が参考になるであろう。

「海上防衛というのは何かというと、周辺海域の防衛と、海上交通の保護であると。それを達成するためには、自分だけではいまの政治環境の中では力がないと。（中略）そうなってくると、日米安保というものが海上防衛の中心になってくる。日米安保を前提とした中で、我が方がやるべきことは何かとなってくると、どうしても対潜戦、対機雷戦といったようなことが、大変悲しいけれども現実ではないかというのが、昔からの私の考えなんですよね」<sup>18</sup>

まず、①の「米海軍との共同を重視」という点は多くの研究者が指摘<sup>19</sup>しているが、この点を揶揄し「海自は日本よりもアメリカの方を向いている。」といった批判もよく見受け

<sup>15</sup> 増田弘が前出の海外収集資料に基づき『自衛隊の誕生 日本再軍備とアメリカ』（中公新書、2004年）（海自関連は第2章）を記しているほか、大嶽秀夫「吉田内閣時代の『海軍再建』」『法学』第51巻6号（1988年2月）970-998頁。植村秀樹『再軍備と五五年体制』（木鐸社、1995年）第1章第3節。柴山太『日本再軍備への道 1945～1954年』（ミネルヴァ書房、2010年）第2部第7章等がある。

<sup>16</sup> 石田京吾「戦後日本の海上防衛力整備（1948～52年）—海上防衛における日米の役割分担の起源—」『戦史研究年報』第9号（2006年3月）。

<sup>17</sup> 大嶽「吉田内閣時代の『海軍再建』」996-998頁等。なお、海自の前身となる海上警備隊は海上保安庁の外局として設置されたものであり、その設立を巡っての確執はこの点に由来している。

<sup>18</sup> 防衛省防衛研究所編『中村悌次オーラル・ヒストリー下巻』防衛研究所、2006年、186頁。

<sup>19</sup> 例えば、佐道『戦後日本の防衛と政治』298頁。中島『戦後日本の防衛政策』76-77頁等。

## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

られる。「五十年史」はそれに応える形で、これは海自が「陸空自衛隊が最も強く必要とする機動打撃力や航空優勢確保能力を自ら保有しない非完結性から来るものであって、まず共同により完結性を持ち、そこで初めて陸空自衛隊の支援が可能になるという一種の宿命的なもの」<sup>20</sup>と説明している。この点について石田は、米国が我が国の海上防衛力に警察程度の能力を期待するという立場から、共同及び協力して侵略に対処するという構想に移行したのは、1951年12月のJCS1380/127文書によるもので、これが日米の「役割分担」の起源であると解説している<sup>21</sup>。

また、②の「対潜戦と対機雷戦を重視」という問題について「五十年史」は、「西側が必要とする諸機能のうち、対潜水艦戦・対機雷戦に特化された部隊を中心に整備し、陣営が期待した役割を効果的に果たしてきた」<sup>22</sup>と説明している。石田はこの点について、対潜能力に関しては、これを主任務とする防衛的な艦艇は国外の危惧を惹起する可能性が低いと考えられたこと、また、対機雷戦能力については当時のソ連海軍の伝統的戦術思想から脅威が高いとみなされたことを挙げ、いずれも米国のニーズに合致するものであったと指摘しているところである<sup>23</sup>。

さらに③の任務の問題について「五十年史」は、第一次防衛力整備計画（以下、〇次防）における防衛構想の主たる任務として「対潜作戦及び海上交通保護作戦の実施並びに日本本土に対する直接侵略がある場合の海上防衛」として「対潜作戦」に重点を置くことと説明している<sup>24</sup>。この主任務が「海上交通の保護」と「周辺海域の防衛」という件については、まさに本研究の主題である海自の兵力整備構想と密接に関連しているものでもあることから、ここでもう少し詳細に検討しておくこととしたい。まず「海上交通の保護」について、これは一般には船舶の護衛としてイメージされているが、実際にはより広い意味を持つ概念として理解しておく必要があり、これについては中村による次の証言が参考になるだろう。

「外航護衛、内航護衛と4個護衛隊群から始まったんですけども、もうこの頃は皆さんから叩かれるように、こんなたくさんの船の直接護衛なんていうのは、できっこないですね。（中略）護衛をやるのは、極めて特殊な非常に重要な船、あるいはグループに限ると。全体的には何をやるかという、まず潜水艦でもって監視をします。それから、固定施設なり、潜水艦なりでもって通峡阻止をします。それから太平洋に出てきたものは哨戒機でもって広い範囲を哨戒しながら、捕捉したのものに対しては水上部隊が行って撃滅をします。」<sup>25</sup>

<sup>20</sup> 『海上自衛隊五十年史』6頁。

<sup>21</sup> 石田「戦後日本の海上防衛力整備（1948～52年）」40-41頁。

<sup>22</sup> 『海上自衛隊五十年史』6頁。

<sup>23</sup> 石田「戦後日本の海上防衛力整備（1948～52年）」35、42頁。

<sup>24</sup> 『海上自衛隊五十年史』26-27頁。

<sup>25</sup> 『中村梯次オーラル・ヒストリー下巻』187頁。

この中村の証言は「海上交通の保護」の内容を包括的に示すものであり、これが各種の兵力を総合的に駆使して実施する海自の主作戦と位置付けられていたことが読み取れるであろう。一方、海自は「周辺海域の防衛」については「海上交通の保護」に比較して消極的であったとする見方もあり<sup>26</sup>、そのことが後に、前述のオーシャンネイビーを指向する海自とこれを沿岸警備のレベルにとどめようとする内局との対立といった文脈で捉えられることになるのであるが、これは必ずしも海自がこの二つの任務に優劣を付けていたということではなく、香田洋二が前述の“A NEW CARRIER RACE?”中で言及しているように、海自にとって「海上交通の保護」は米軍来援を確実にする等、本土防衛にも寄与するものとして「周辺海域の防衛」を包含する不可分のものと認識<sup>27</sup>していたとする理解の方が妥当であろうと筆者は考えている。

## (2) 四次防までの防衛力整備の推移と海自主要護衛艦の性能等

以上、海上防衛構想、特に海自の主任務である「海上交通の保護」の具体的な内容について類推してきたが、以下、これを踏まえての防衛力整備計画の推移、また、それに対する海自の認識等について述べていく。ここでは主として海自の視点という趣旨で「五十年史」の記述<sup>28</sup>を参照し、これを「財政上の考慮」という視点も交え論じている先行研究<sup>29</sup>によって補完しながら、その概要について述べていくこととしたい。

なお、海上防衛力は本来、護衛艦のみならず駆潜艇、掃海艇、潜水艦等の各種艦艇、さらに哨戒機等の航空兵力も含めた総体として評価されるべきものではあるが、ここでは紙面の制約上、各整備計画の概要を追いつつ、特に護衛艦の整備計画に焦点を当てて記述していくこととする。また、護衛艦自体についても厳密には「海上交通の保護」を念頭に機動運用するものと「周辺海域の防衛」を念頭に地方隊に配備するものが存在するが、この区分が防衛力整備計画上に明記されるのは「51大綱」以降であり、以下、ここでは護衛艦の総数として記述していく。

さて、「51大綱」以前の防衛力整備計画については一次防から四次防がよく知られているが、これ以前にも保安庁時代の庁内限りの計画である「制度調査報告」<sup>30</sup>という長期計

<sup>26</sup> 例えば、佐道は元海幕長・中山定義の証言を引用し、海自は「内航護衛中心の本土防衛に特化した海上部隊」ではないと指摘している。佐道『戦後日本の防衛と政治』159-160頁。また、中島は元海幕長の内田一臣のインタビューで「全任務がこれ（筆者注：海上交通の保護）につきていた」との証言を得たとしている。中島『戦後日本の防衛政策』153頁。

<sup>27</sup> Youji Kouda, “A NEW CARRIER RACE? Strategy, Force Planning, and JS Hyuga” *Naval War College Review*, vol. 64, No. 3 (Summer 2011), pp. 35.

<sup>28</sup> 『海上自衛隊五十年史』25-35頁。

<sup>29</sup> 佐道『戦後日本の防衛と政治』第1章第1節、第2章、第3章第1節等。

<sup>30</sup> 一部が『堂場文書 DVD-ROM版』に収録。全体の推移については田中明彦『安全保障 戦後50年の模索』（読売新聞社、1997年）128-129頁。



## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

画が存在している。同報告は一次案から十次案まで変遷しており、その二次案以降について中島信吾は、後の防衛力整備計画に踏襲される「財政の大枠を設定し、そこから五年ないし六年の間に整備可能な内容を組み立てる」という方針が伺えると指摘している<sup>31</sup>。また、佐道明弘は同報告の特徴として「巨額の予算が必要となる海空兵力の整備が敬遠され陸上兵力に重点」<sup>32</sup>があったと分析している。この中で海上兵力については1961年度完成期とする第十次案試表の整備目標として約11万1千トン、艦艇計211隻、人員約3万3千人という数値が記載されている<sup>33</sup>。

そして1954年7月、防衛庁・自衛隊が発足、1957年5月には「国防の基本方針」<sup>34</sup>が策定され「効率的な防衛力を斬新的に整備する」とされたことを受け、同年6月、1958～60年度を対象とする一次防<sup>35</sup>が策定された。佐道はこれを「国防の基本方針」ともども「くどいほど財政面への配慮」を強調したものと評しており「制度調査報告」と同じく財政上の考慮を優先した陸上重視の計画であったと指摘している<sup>36</sup>。この中で海自は最終的な目標として艦艇約12万4千トンを整備することとされていたが、これに係る海自の認識としては、「五十年史」において「現有の艦艇は貸与艦艇が主で教育訓練に不可欠であるが、任務達成には質量ともに不十分」であって、「新造艦艇による更新を図り、35年度までに建造に着手する艦艇の就役を見込んでの保有トン数（雑船を含まず。）」<sup>37</sup>と説明されている。同計画に基づき護衛艦は同期間中に8隻の建造が計画、実施されたほか、米国から2隻の貸与を受けた。

なお、この一次防から二次防に向けた検討期間におけるエピソードとしては、いわゆる赤城構想、ヘリコプター搭載母艦（以下、CVH）の問題がよく知られているところである。これは一次防の見直し作業に際し、海自が「対潜作戦上不可欠」と主張して導入が検討されたものであり、その後の紆余曲折を経て当時の防衛庁長官であった赤城宗徳の防衛力整備構想に組み入れられ、米側の協力も得られることとなり二次防防衛庁原案にも含まれるのであるが、当時の防衛局長であった海原治の強硬な反対で断念することとなったとされるものである。これに係る研究は数多くあり<sup>38</sup>、また、海原自身も政策研究大学院大学

<sup>31</sup> 中島『戦後日本の防衛政策』151頁。

<sup>32</sup> 佐道『戦後日本の防衛と政治』63頁。

<sup>33</sup> 「制度調査報告 十次案試表」（昭和30年3月16日）、『堂場文書 DVD-ROM版』収録。なお、艦艇隻数については田中『安全保障』128・129頁による。

<sup>34</sup> 「国防の基本方針」（昭和32年5月20日、閣議決定）。

<sup>35</sup> 「防衛力整備目標について（第一次防衛力整備計画）」（昭和32年6月14日、国防会議決定、閣議了解）。

<sup>36</sup> 佐道『戦後日本の防衛と政治』74頁。

<sup>37</sup> 『海上自衛隊五十年史』26頁。

<sup>38</sup> 例えば、佐道『戦後日本の防衛と政治』89-91頁、中島『戦後日本の防衛政策』70-81頁等。なお、前述の『堂場文書』には本件を巡り防衛局長と海幕防衛部長との間で間で交わされた文書が収録されており、ここにも前述の将来像としてのオーシャンネイビーを巡る海自、内局の意識のギャップが見られる。防衛局長「CVHの問題点について」（昭和36年5月8日）。海上幕僚監部防衛部長「CVHの問題点に関する回答」（昭和36年5月9日）。

(GRIPS) の OH においてその経緯等を証言<sup>39</sup>しているところであるが、本構想の頓挫によって海自は CVH 以外によるヘリ洋上運用法を検討することとなり、後の DDH 構想へと発展していくこととなるのである<sup>40</sup>。

そして 1961 年 7 月、1962～66 年度を対象とした二次防<sup>41</sup>が策定される。佐道はその性格を「一次防で創設した戦力の内容充実と古くなった装備の更新を中心とした整備計画」<sup>42</sup>であると評しているが、この中で海自の整備目標は約 14 万トンとされ、規模としては一次防から微増という状況であった。また、その前提となる防衛構想について、「五十年史」は「小規模な直接侵略に対しては、陸空自衛隊との緊密な連携の下に主として独力で対処」し、それ以上の事態に対しては米海軍と共同して作戦を行うが「この場合、戦略的攻勢面は米海軍に期待し、海上自衛隊は主として防勢面を担当」と説明、一次防時点の構想がより具体的になり、前節で確認した今日の海自の防衛構想に近い形になっているのが見取れる。これらを踏まえ、護衛艦は二次防期間中に計 11 隻の建造が計画、実施された。

さらに 1966 年 11 月、1967～71 年度を対象とする三次防<sup>43</sup>が策定される。佐道はその特徴について、米側の要請もあり「海上防衛力重視」を前面に打ち出したものであったと指摘<sup>44</sup>しており、また、「五十年史」はこのことを「二次防は海上防衛力の整備にとって十分とは言い難いものであった」との認識の下、「①二次防における不十分な点の欠陥は正、②海上防衛力の将来あるべき姿を目指し、そのため必要な新規の防衛力整備の二段階作業を経て作成」したものと説明している<sup>45</sup>。この中で海自の艦艇整備目標は同期間中の建造 56 隻、約 4 万 8 千トンとされ、護衛艦については初めての DDH 2 隻のほか、ミサイル護衛艦（以下、DDG）<sup>46</sup>を含む計 14 隻の建造が計画、実施されることとなったのである。

なお、この三次防における「海上防衛力の強化」という点については、当時の防衛局防衛課計画官であった玉木清司が防研 OH において、これは主として海峡防備等、「周辺海域の防衛力の強化」を念頭に置いたものであったとして、「海上交通の保護」を重視する海

<sup>39</sup> 政策研究大学院大学 C.O.E オーラル・政策研究プロジェクト『海原治(元内閣国防会議事務局長) オーラル・ヒストリー<下巻>』政策研究大学院大学、2001 年、69-86 頁。

<sup>40</sup> 『海上自衛隊五十年史』27～28 頁。

<sup>41</sup> 「第二次防衛力整備計画について」(昭和 36 年 7 月 18 日、国防会議及び閣議決定)。

<sup>42</sup> 佐道『戦後日本の防衛と政治』134 頁

<sup>43</sup> 「第三次防衛力整備計画について」(昭和 41 年 11 月 29 日、国防会議及び閣議決定)。

<sup>44</sup> 佐道『戦後日本の防衛と政治』182 頁、187-192 頁。事実、この計画の大綱である本文中の整備目標は陸海空の編制順で記載されているが、後に示された「第三次防衛力整備計画の主要項目」(昭和 42 年 3 月 1 日国防会議決定、同年 3 月 14 日閣議決定)においては「海上防衛力の強化」、「防空力の強化」、「陸上防衛力の向上」という記載順序とされている。

<sup>45</sup> 『海上自衛隊五十年史』30-31 頁。

<sup>46</sup> DDG としては既に一次防で「あまつかぜ」が導入されているが、これは「他の護衛艦に比して特に高価であったことから、その優れた対空戦能力は認識されつつも建造隻数は 1 隻にとどめられ、DDG 2 番艦の建造は 11 年後の昭和 46 年度艦“たちかぜ”まで待つこととなった。」とされている。香田洋二「国産護衛艦建造の歩み⑦」『世界の艦船』(2013 年 7 月) 111 頁。

## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

幕と見解の相違があった旨を証言<sup>47</sup>している。この問題については、前述のとおり海自としては「海上交通の保護」が「周辺海域の防衛」を包含する不可分のものと認識していたという理解からすれば、玉木のこの証言と、「海上交通の保護」を念頭に上述の機動運用する新型護衛艦を整備しようという方針も決して矛盾するものではなかったものと考えらるべきであろう。更に言えば、玉木の証言による海峡防備の強化も、先に引用した中村悌次の海上作戦の全体像に係る証言から類推して、三海峡を通過して太平洋に進出帰投しようとするソ連潜水艦の行動への対応という観点から、まさに直接的に「海上交通の保護」にも寄与するものであったと考えることもできるであろう<sup>48</sup>。

そしてこの頃から、前述した新型艦艇（DDH、DDG）の能力等を踏まえ、機動運用する護衛艦部隊の新たな編成等が模索されるようになるのであるが、この点については後述する。

そして1972年2月、1972～76年度を対象として四次防<sup>49</sup>が策定されるが、この計画は策定段階においても、また、実施の段階においても紆余曲折を経ることとなる。

計画策定段階では、1970年1月、防衛庁長官に就任した中曽根康弘の主導による「新防衛力整備計画」（中曽根構想）を巡る問題があった。これは1970年1月の「ニクソン・ドクトリン」<sup>50</sup>を契機として自主防衛の機運が強まる中、「所要の防衛力をおよそ10年後に整備」することを目標とした極めて意欲的な内容<sup>51</sup>であり、また、周辺諸国の軍事力との対応で自らの整備能力を評価するという脅威対抗型の「所要防衛力」、「有事所要兵力」を実現しようとするものであったとも言われている<sup>52</sup>。しかし、この案は「あまりに予算規模が大きいとの印象を与え、国内世論からも反発」を呼び、また、これを「日本軍国主義」復活と宣伝する国も現れたほか、「自主防衛」論も米国との関係への配慮不足とする批判が出て、1971年7月の中曽根退任後、暗礁に乗り上げてしまう<sup>53</sup>。このため、改めて策定された計画は結果的には「3次防の考え方を踏襲」したものであるが、海自と

<sup>47</sup> 防衛省防衛研究所編『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策① 四次防までの防衛力整備計画と日米安保体制の形成』、2012年、69-70頁。

<sup>48</sup> これにも関連して、元防衛事務次官の西広整輝は米国 National Security Archive による U.S.-Japan Project Oral History Program におけるインタビューにおいて、三次防の主題の一つは日本周辺海域において敵の潜水艦が跋扈しないような状況にすることであったと証言しており、このことは俗に米海軍への「座布団」の提供と言われている。National Security Archive、U.S.-Japan Project Oral History Program Seiki Nishihiro (Japanese Transcript), pp6. <<http://www2.gwu.edu/~nsarchiv/japan/nishihiro.pdf>> 2014年10月15日アクセス。

<sup>49</sup> 「第4次防衛力整備5か年計画」（昭和47年2月8日閣議決定）、「第4次防衛力整備5か年計画の策定に際しての情勢判断および防衛の構想」（昭和47年10月9日閣議決定）、「第四次防衛力整備計画5か年計画の主要項目」（昭和47年10月9日閣議決定）。

<sup>50</sup> ニクソン政権の対外コミットメントの指針を示すものであり、同盟国の防衛に係る自助努力を促すものであったとされている。田中『安全保障』231-232頁。

<sup>51</sup> 『海上自衛隊五十年史』33頁。

<sup>52</sup> 田中『安全保障』234頁。

<sup>53</sup> 同上、236頁。

しては引き続き「海上防衛力重視」という方針の下、「周辺海域の防衛能力及び海上交通の確保能力を向上」を図るべく、艦艇 54 隻、約 6 万 9 千トン、この中で護衛艦については DDH 2 隻、DDG 1 隻、艦対艦ミサイル（以下、SSM）搭載艦 1 隻を含む計 13 隻の整備目標を盛り込んだ意欲的な計画となっていた。しかしながら、1973 年 10 月の第四次中東戦争を契機とするオイルショックにより、同計画は多くの積み残しを生じ惨憺たる結果に終わってしまう。同計画修正版となる 1975 年 12 月 31 日閣議決定の「第 4 次防衛力整備 5 か年計画の取扱いについて」では、艦艇整備目標は 17 隻、約 2 万 1 千 3 百トンに下方修正され、護衛艦についても SSM 搭載艦 1 隻（結果的にはこれも実現せず、在来艦となった。）を含む 5 隻にまで削減されることとなったのである。

なお、この四次防当初の中曽根構想における「海上防衛力重視」の意味合いについては吉田真吾が「海峡防衛を重視する中曽根と対潜掃討を重視する海上幕僚監部との間には相違・対立点があった」<sup>54</sup>と指摘しているが、これも三次防における玉木の証言と同様に、海自としては必ずしもこの両者が相反する概念とは捉えておらず、吉田自身が同じ文脈中で指摘しているように「両者の相違は整備内容の優先順位の問題に過ぎず（中略）対潜機能を重点的に整備すること」により有事の米軍来援の基盤を確保するという構想を共有<sup>55</sup>していたとする見方の方が妥当であろう。

さて、ここまで防衛力整備計画の推移について主として量的側面（護衛艦の隻数、合計トン数等）から見てきたが、これが質的に当時どうであったのかという点についても確認しておくこととしたい。この当時の主要水上戦闘艦艇の趨勢について記述された資料としては 1980 年代の米海軍の在り方を提言した“Shaping the General Purpose Navy of the Eighties: Issues for Fiscal Years 1981-1985”と題する米議会予算局報告<sup>56</sup>があるが、この中では米海軍艦艇の戦闘システムの趨勢として、対水上戦（ASUW）ではミサイル化の推進、対空戦（AAW）ではミサイル化推進のほかに近接火器システム（CIWS）の装備、対潜戦（ASW）では艦載ヘリによる ASW システムの推進がうたわれている。一方、国内の資料では艦艇建造技術の専門家である堀元美が内閣国防会議事務局の要請に基づき執筆したとする「海上自衛力に関する一考察」という答申があるが、この中では上記と重複するもののほか電子工学技術の応用による艦艇の「自動化」の推進、ガス・タービン機関実用

<sup>54</sup> 吉田真吾『日米同盟の制度化 発展と深化の歴史過程』（名古屋大学出版会、2012 年）174-176 頁

<sup>55</sup> 同上、175 頁

<sup>56</sup> The Congress of the United States Congressional Budget Office, *Shaping the General Purpose Navy of the Eighties: Issues for Fiscal Year 1981-1985*, pp.68-71

<<http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/ftpdocs/111xx/doc11160/80doc04bb.pdf>> 2014 年 2 月 3 日アクセス。邦訳、「八〇年代の一般目的海軍の形成—1981—85 年度における諸問題（1）～（6）」『国防』1980 年 4 月号～9 月号。

## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

化等の必要性が指摘されている<sup>57</sup>。これらの指摘にかんがみれば、四次防完成時点で海自護衛艦部隊において実現していたのは艦載ヘリと対空ミサイルの一部艦艇への搭載のみであり、兵力量の不足を質の向上で補うため後にキーワードとなる「近代化」に当たっては、これらの点について改善を図る必要があったのである。

以上、述べてきた事項を総括すれば次のとおりである。すなわち、多額の経費を必要とする海上防衛力の整備は、当初、政府全体の計画の中で優先度が低くされ、所要の兵力には不十分なものであった。三次防でこれを是正する取組みが行われ、四次防においても継続される計画であったが、オイルショックの影響で頓挫、結果的に四次防完成時点での海上防衛力は、海自が創設以来の主任務と認識していた「海上交通の保護」を効果的に遂行するための防衛力とは量的にも質的にも大きく乖離したものとなっていたのである。

### (3) 機動運用する護衛艦部隊の変遷

前節まで、創設以来の海上防衛構想を踏まえつつ、防衛力整備計画の推移を概観してきたが、ここからは本研究の主題である「8艦8機体制」に直結する機動運用する護衛艦部隊の変遷について具体的に述べていくこととする。

1952年4月、海上警備隊発足当時の兵力は米軍から供与されたPF (Patrol Frigate) 4隻及びLSSL (Landing Ship Support Large) 2隻、海上保安庁から引き継いだ掃海船等76隻であった。以後、PF18隻、LSSL50隻が逐次引き渡され、掃海船等以外の艦艇をもって第1～第3の船隊群が編成された。同年7月、警察予備隊と統合され保安庁が発足、警備隊と改称されることとなり、さらに1954年7月、防衛庁が発足し、警備隊は海上自衛隊に改編される。同日付をもって第1、第2船隊群はそれぞれ第1、第2護衛隊群に、第3船隊群は第1警戒隊群に改編され、これらにより自衛艦隊が新編されることとなった<sup>58</sup>。その後も米海軍からの貸供与や国産護衛艦の建造により、護衛艦部隊は逐次増勢していく。1960年12月、第3護衛隊群が新編、1961年9月には第1～第3護衛隊群をもって護衛艦隊が新たに編成された。そして1971年2月、第4護衛隊群が新編され、護衛艦隊は4個護衛隊群体制となったのである<sup>59</sup>。

なお、この護衛隊群の数について海自は当初から5個護衛隊群の必要性を強く主張しており、次章で述べる「51大綱」の策定過程において大きな焦点となっていくのであるが、吉川圭祐はこの理由について次のとおり証言している。

「五個護衛隊群がどうしても必要というのは、艦というのは一年に一回ドックに入るんです。(中略)それから四年に一回特修(特別修理)というのがあって、三ヶ月間から四ヶ

<sup>57</sup> 堀元美「海上自衛力に関する一考察」(1975年3月1日)22-42頁。『堂場文書』収録。

<sup>58</sup> 『海上自衛隊五十年史』36頁。

<sup>59</sup> 同上、37-38頁。

月ドックに入るんです。人員も替わりますから、練成訓練をやれば、半年以上艦は動かないんですよ。(中略) そうすると四個護衛隊群では、高練度部隊を二つ持つことはできないんです。五個護衛隊群で計算して初めて、高練度部隊を二つ持てるんです。高練度部隊を二つというのは、日本海に一つ、太平洋に一つ、あるいは侵略が起きた時に一個護衛隊群が動きます。」<sup>60</sup>

結果的に「51大綱」の策定に際し5個護衛隊群の整備が認められなかった海自は、不足する兵力量を質の向上(装備近代化)で補うべく「8艦8機体制」構想の策定へと至るのであるが、この経緯については次章で詳述することとし、ここでは、その前段階における護衛隊群の兵力構成等について確認しておくこととする。これについて、序言で紹介した「8艦8機体制」の産みの親と呼ばれる長田博は「護衛隊群を戦術単位とする認識は三次防以前からあったが、最大の任務である海上交通保護作戦における船団護衛を遂行するためには、どのような兵力構成であるべきかという点について三次防時点で基本的考え方(中略)が示されるまでは確立されていなかった」<sup>61</sup>と述べており、また、香田洋二も前述の論文中でこれ以前には護衛隊群として特段の運用概念はなく旧海軍水雷戦隊の精神的後継者のようなものであったと述べている<sup>62</sup>。もっとも、この点は後の「8艦8機体制」との対比における一種のレトリックと考えるべきで当然ながら兵力構成が全く検討されていなかったということではない。事実、「8艦」について言えば「五十年史」でも「三次防までにおいても潜水艦の脅威に対して効果的に50隻の船団を護衛するのに必要な護衛艦の数は、探知・攻撃武器の性能と目標潜水艦の距離によって異なるが最小限8隻であることがOR(オペレーションズ・リサーチ)計算によって導かれていた。」<sup>63</sup>と説明されているところである。

さて、香田は前述の論文で、そのような新たな戦術単位の兵力構成を検討する契機となったのは艦載ヘリの発展によるものであるとして次のように解説している<sup>64</sup>。第二次大戦後、比較的早い時期から対潜戦におけるヘリの有用性は着目されており、英国をはじめ欧州各国では駆逐艦、フリゲイト等へのヘリ搭載の可能性が模索されていた。一方、米海軍では当初、対潜空母搭載の固定翼対潜機による対潜戦を重視していたこともあり、駆逐艦等へのヘリ搭載の関心は余り高くなかった。その後も無線誘導無人ヘリDASHの導入等、曲折を経るのであるが、その技術的失敗<sup>65</sup>もあり、米海軍も欧州各国と同じく駆逐艦等へのヘリ搭載を追求することとなる。また、1970年代にはカナダ海軍においてベアトラップ

60 『オールラウンド・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』(2014年)185頁。

61 長田「8艦8機の4個群体制ついに完成!」97頁。

62 Kouda, "A NEW CARRIER RACE? Strategy, Force Planning, and JS Hyuga", pp. 41.

63 『海上自衛隊五十年史』155頁。

64 Kouda, "A NEW CARRIER RACE? Strategy, Force Planning, and JS Hyuga", pp. 35-38.

65 DASHは海自でも「たかつき」型、「みねぐも」型護衛艦に搭載されたが、その後、撤去されている。

## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

(拘束装置)と呼ばれる艦載ヘリ用発着艦システムが開発され、これによって駆逐艦等の艦艇でも比較的安全にヘリの発着艦ができるようになったことから、主要国海軍における対潜ヘリの艦載化が急速に進展していくのである。長田は、この対潜戦における艦載ヘリの有用性についてOR分析により「対潜能力は対潜ヘリコプターを保有しない場合に比し飛躍的に増大することが期待できた。」として、次のような例を説明している<sup>66</sup>。

「SSN(原子力潜水艦)に対しては水上艦のみで再探知攻撃の機会を得ることは困難である。この場合、ディッピング・ソナーを装備した対潜ヘリコプターを4機同時に投入することができるならば、(中略)順次交代して攻撃を持続することにより相当高い有効性を期待し得る。」

「哨戒行動中の固定翼機が何らかの手段により、あるいは大出力低周波ソナー装備艦が自艦の対潜攻撃武器で対応するには遠すぎる距離において潜水艦を発見、探知した場合、短時間のうちに待機中の対潜ヘリコプターを出撃させ、再探知攻撃させることにより、わが方が攻撃を受ける前に対象潜水艦を攻撃することが可能になる。」

また長田は「戦術単位としては潜水艦による魚雷攻撃のみならず、長距離大型爆撃機による爆撃にも対処しなければならない。」として、対空装備の所要を「装備し得る艦艇、および経費面の限界から区域防空に対応するものとして中距離SAM(ターター)と船団を護るに必要な射程を確保するための127ミリ砲装備艦、主として自艦防御に従事する76ミリ砲装備艦とで最小限の対空防御網を構成すること」<sup>67</sup>としたと説明している。

このような対潜ヘリの運用と対空戦の考え方に基づいて導出されたのが「8艦6機体制」と呼ばれる構想であり具体的には艦載ヘリ3機搭載の「はるな」型DDHが2隻(艦載ヘリ計6機)、「あまつかぜ」又は「たちかぜ」型のDDG1隻、DDA(「たかつき」型護衛艦)2隻、DDK(「あさぐも」型護衛艦)3隻で構成されたものであった。これについて長田は、「対潜装備については各艦同等の能力を保有するが、ほかの防空、対水上打撃などの各種戦機能については各艦すべて均等に保有させようというのではなく、群全体を考えたとき戦術単位として必要な機能を曲がりなりにも完備し、各種戦に有効に機能しようというもので、海上自衛隊は米海軍に先駆けて、3次防時点において、いわゆる“High-Low Mix Concept”の考え方を採用していたといえるのでないだろうか」と述べており<sup>68</sup>、「8艦8機体制」へ繋がる考え方はこの時点で萌芽があったとも言えるであろう。ただし、四次防完成時点でも同編成は4個護衛隊群中の2個群の規模にとどまっていたほか、各艦の状況も当時の主要国海軍水上戦闘艦艇の趨勢からして十分な「近代化」と言える状態ではなかったことについては前述のとおりである。

<sup>66</sup> 長田「8艦8機の4個群体制ついに完成！」97頁。

<sup>67</sup> 同上。

<sup>68</sup> 同上。このほか、香田も前掲論文中で同旨の解説をしている。Kouda, “A NEW CARRIER RACE? Strategy, Force Planning, and JS Hyuga”, pp. 41-42.

## 2 「防衛計画の大綱」における基盤的防衛力構想と海上自衛隊

本章では基盤的防衛力の考え方と「51大綱」の策定経緯、また、これを受けての海自の対応について概観する。すなわち、従来から海自が主張して来た5個護衛隊群が認められず、不足する兵力量を質の向上（装備近代化）により補う発想から「8艦8機体制」構想の策定に至る経緯について、「五十年史」の記述と吉川圭祐ら関係者の証言等に基づき明らかにしていく。

### (1) 基盤的防衛力構想と「51大綱」の策定経緯

「51大綱」の根幹となった基盤的防衛力構想が最初に公表されたのは1976年版の防衛白書<sup>69</sup>においてであるが、今日では1992年版の防衛白書に掲載された「わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってこの地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保持するという考え方」という表現が一般的によく知られているところである<sup>70</sup>。基盤的防衛力構想については多くの先行研究があり、これがデタント認識に基礎を置いた「脱脅威論」という点については評価が共通しているものの、その意義については様々な視点から論じられている<sup>71</sup>。以下、その策定経緯等について、主として海自の視点からという趣旨で「五十年史」の記述を引用しつつ概要を述べていく。ちなみに「五十年史」は「51大綱」と海自の考え方に一節を充てて解説しており<sup>72</sup>、海自にとってもこれが極めて重要な意味を持つものであったことを伺わせる構成となっている次第である。

なお、「五十年史」は防衛庁・自衛隊内の人物については固有名詞を出さない形で編纂されており、基盤的防衛力構想の提唱者と言われている元事務次官の久保卓也の名前が出てこない<sup>73</sup>。「51大綱」と基盤的防衛力構想については「久保理論」と呼ばれる彼の考えから論じられるのが一般的であるため、まず、この点について他の先行研究に基づき論述しておくこととする。

久保は四次防策定前の中曽根構想当時の防衛局長であり、この頃、庁内に配布した「防

<sup>69</sup> 防衛庁編『日本の防衛』（1976年）41-46頁。

<sup>70</sup> 防衛庁編『日本の防衛』（1992年）111頁。なお、道下徳成はこの説明が92年度の防衛白書で改めて提示された含意を、その「脱脅威論」的な側面を一層強調するものであったと説明している。道下徳成「戦略思想としての「基盤的防衛力構想」」『NIDS 戦争史研究国際フォーラム報告書 日米戦略思想の系譜』（防衛庁防衛研究所、2004年3月）168頁。

<sup>71</sup> 佐道『戦後日本の防衛と政治』260頁。

<sup>72</sup> 『海上自衛隊五十年史』118～128頁

<sup>73</sup> 「五十年史」は同じ趣旨で、久保のほか前述の吉川圭祐、「8艦8機体制」の発案者と言われる元海幕長の長田博等の固有名詞も出ていないが、これらの人物の考え方は文中で説明されている。



## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

「防衛力整備の考え方」という文書が「KB 個人論文」<sup>74</sup>と呼ばれ、一般に基盤的防衛力構想のルーツとみなされている。田中明彦は同論文を引用しつつ、その情勢認識を次のように説明している。

「久保は、日本を巡る脅威について「日本をめぐる軍事的紛争の要因は差し当たってない。(中略) 従ってプロバブルな脅威はないが、ポシブルな脅威は存在する」(「防衛力整備の考え方」、以下同) との前提に立ち、「我が国内外の情勢は、欧州、中東、朝鮮、台湾の如く、双方が力によって対決し、プロバブルな事態の予想される諸国とは異なるので今日予想される将来の脅威(軍事的能力)に十分応じ得る防衛力又はそれに近いものを整備の目標とはしない」と主張したのである。」<sup>75</sup>

このような考え方が「脱脅威論」と呼ばれており、田中はこれについて前述した中曽根構想が「有事所要兵力」の整備を目標にしたことに対するアンチテーゼであったと指摘している<sup>76</sup>。

また、村田晃嗣はこの考え方を「所要防衛力」との関係において、次のように説明している。

「所要防衛力構想とは、潜在的脅威に対抗できるだけの防衛力(所要防衛力)の保有をめざす、脅威対抗型の防衛構想である。(中略) 日本についてプロバブルな脅威は考えにくく防衛費は今後もおおよそその枠(GNP のほぼ一%)が設定されるとみる。また、常態においてポシブルな脅威に対して必要にして十分な防衛力をもつことはほとんど不可能に近いとして、従来の所要防衛力構想を廃し、正面装備と後方補給体制とのバランスや国民の防衛意識、関係諸法令の整備など「防衛力の基盤となるもの」の重要性を指摘している。」<sup>77</sup>

また、基盤的防衛力構想については、後述する「常備すべき防衛力」の兵力量が「平時の防衛力の限界」の数量を大きく変更することは困難と記述されていることから実態として防衛力の規模を現状維持とする意味合いもあったとする見方もある。特に兵力整備目標と現状とに大きな乖離のあった海自としてはこのことに特に抵抗感が強かったと言われており、「51 大綱」の策定当時の海幕長であった中村悌次は、本件について次のとおり証言しているところである。

「大変整備の遅れている海上自衛隊は、現状で事をきめられることは大変困るという主

<sup>74</sup> 「防衛力整備の考え方 (KB 個人論文)」(1971 年 2 月 20 日)。なお、現在は田中明彦のデータベース「世界と日本」の「日本の安全保障政策」から閲覧可能である。

< <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/> > 2014 年 2 月 3 日アクセス。

<sup>75</sup> 田中『安全保障』245-246 頁。

<sup>76</sup> 同上。

<sup>77</sup> 村田晃嗣「V 防衛政策の展開」日本政治学会編『年報政治学 1997 危機の日本外交—70 年代』(岩波書店、1997 年) 82-83 頁。

張を、ずっとしてきておったわけなんです。」<sup>78</sup>

「増勢しない」という基本方針のもと、「ほぼ概成された」と、文章の中にあるわけですよ。それに私は、「ほぼ概成されたというのは、海を除いてとか、一部を除いてとかに変えてくれ」という意見を出したんだけど、「だから、ほぼだ」とこう言いくるめられてね。ところが最後に大平(正芳)大蔵大臣が、「ほぼ概成していると書いてあるじゃないかと、こう言ったのが増勢しない理由だったんですよ。」<sup>79</sup>

もう一つ、久保の考え方について田中はいわゆるエクспанション論、必要な時には「常備兵力」から「有事所要兵力」に拡大するという考え方が防衛庁内部で強い反発を呼んだと指摘<sup>80</sup>しており、この問題も「51大綱」策定に向け議論の焦点の一つとなっていくのである。

以下、こうした認識を踏まえ、「51大綱」の策定までの経緯について「50年史」の記述を参照しつつ概観してみよう<sup>81</sup>。

4次防決定の前後から、所要の防衛体制確立という目標達成のめどがたたないことに対する疑念が生じ「平時の防衛力論争」が始まった。1972年10月、4次防の決定に先立ち、田中首相が「平時の防衛力の限界」について検討するよう防衛庁に指示した。これを受けた庁内の検討に際し、海幕は5個護衛隊群の整備を強く主張したとされている。検討結果は増原長官から田中首相に報告されたが、この中で海自の艦艇兵力は25～28万トン(5個地方隊、4～5個護衛隊群)とされていた。そしてこれについては1973年2月の衆院予算委員会で増原長官が質問に答えて「平時の防衛力の限界」に関し答弁したが、野党側からこれは単なる防衛庁の見解に過ぎないとして政府見解が求められ議論は紛糾、田中首相が、①「平時の防衛力の限界」は政府決定ではない、②防衛庁見解は引き続き検討、③防衛庁の説明と資料は撤回する、と説明し決着した。

その後、新たな防衛力整備計画の策定作業は1974年12月、坂田長官の就任を機に本格的に開始され、この段階で「常備すべき防衛力」という考え方が議論されたが、これは後に「基盤的防衛力」構想へ発展していくものであった。しかし、エクспанション論にいう情勢の変化を誰が判断するのか、短期間で防衛力急増は不可能ではないか、そのリスクを誰が負うのかといった問題について議論が紛糾、結論を得ることはできなかったとされている。そして1975年4月、防衛力整備計画作成に向けて長官指示が出されるが、この段階でも防衛庁内外の意見は整理されず、防衛庁案の作成作業を開始することのみが示され「防衛力の在り方については追って示す。」という異例のものとなったのである。同年10月、第二次長官指示があったが、この中で懸案であった「防衛力の在り方」は、その意

<sup>78</sup> 『中村梯次オーラル・ヒストリー下巻』140頁。

<sup>79</sup> 同上、232-233頁。

<sup>80</sup> 田中『安全保障』248-250頁。

<sup>81</sup> 『海上自衛隊五十年史』118-124頁。

## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

義として「侵略の未然防止」、「侵略対処」、「災害救助等」が示され、「常備すべき防衛力」の性質としては「必要とされる各種の機能及び組織を備え、配備においても均整のとれた基盤的なもの」とする考え方が示されたのである。これを受け防衛庁内外の検討作業が本格化していく。1976年6月、第二次長官指示に示された考え方が防衛白書において「基盤的防衛力構想」として発表され、国内外に大きな反響を呼ぶこととなった。そして同年10月、「51大綱」が国防会議決定、閣議決定されるのであるが、海自が強く主張してきた5個護衛隊群の整備は認められず大綱別表の海自の機動運用する護衛艦部隊は4個護衛隊群とされたのであった<sup>82</sup>。吉川はこの経緯について次のとおり証言している。

「海上自衛隊については「五個護衛隊群の必要性は認めるが、当面四個護衛隊群とする」という結論になりました。三木総理は五個護衛隊群の意向でありましたけれども、三木内閣打倒を目指す大平大蔵大臣に反対されました。「一個護衛隊群の増強というのは、陸の一個師団の増強に相当する。この時点では認められない」というのが大平さんの所見で、四個護衛隊群に決まりました。」<sup>83</sup>

### (2) 基盤的防衛力構想と海上自衛隊の対応

本節は研究の核心となる部分であり、「51大綱」策定に際し従来から強く主張してきた5個護衛隊群の整備が認められなかった海自が、不足する兵力量を質の向上(装備近代化)で補うため、「8艦8機体制」構想を策定するまでの経緯等を明らかにしていくこととする。

まず、「KB 個人論文」を端緒とする基盤的防衛力構想全般に対する認識として、当時、海幕防衛課で防衛力整備の担当者であった吉川の証言を見てみよう。吉川はこの構想における防衛力の整備目標が実質的に現状維持に近い形になることについて、久保の脱脅威論の考え方に次のとおり疑問を呈している。

「この論文の最後に来てガラッと変わるんですね。「防衛力整備目標としては、防衛費の枠はGNP(国民総生産)のほぼ一パーセント。今日予想される将来の脅威(軍事的能力)に十分に対応し得る防衛力またはそれに近いものを整備の目標としない」と。前段の情勢及び軍事的事態については整備の目標としないと言っているんです。(中略)前段で言っている「ニクソン・ドクトリンで米軍事力は引いていくことになる。したがって日本は、防衛力の増強を求められている」というのと、後半の防衛力整備とがどういうふうにつながっていくのかということ、私は四十八年当時から疑問に思っていました。」<sup>84</sup>

この点は「五十年史」においても「51大綱」に対する「海上自衛隊の主張」という一節

<sup>82</sup> 「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱」(昭和51年10月29日、国防会議決定、閣議決定)別表。

<sup>83</sup> 『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』183頁。

<sup>84</sup> 同上、168-169頁。

が設定され、5 個護衛隊群の整備が認められなかったこととも関連し次のとおり解説されている。

「大綱」では、「四次防完成時の兵力量は、規模としては、基盤的防衛力構想において目標とするところと、ほぼ同じ水準にあると判断される。」と述べているが、前述の海上自衛隊の考え方からすれば、最小限 5 個護衛隊群の兵力量と艦艇・航空機の近代化が絶対に必要である。」<sup>85</sup>

さらに、吉川は前述のエクспанション論に対する疑念も次のように述べている。

「これは、私はまったく無理だと思います。それはね、艦長をつくるのに二十年かかりますよね。(中略) 急速にエクспанションするといっても、人がまずだめなんです。それから造船所がいくら頑張っても、一年で艦をつくるわけにはいかないんですよ。(中略) そうするとエクспанションというのは、私は全く期待できないと思っています。」<sup>86</sup>

このように、当時の各自衛隊は久保の脱脅威論に対し懐疑的であり強い反発があったことは多くの研究者が指摘<sup>87</sup>しているところでもある。にもかかわらず、この考え方が受け入れられ、「51 大綱」策定へと繋がっていったのは何故であろうか。勿論、これは最終的に政治の決定に従ったということになるのであるが、それだけではなく比較的早い段階から軍事的合理性のみを追求して所要防衛力の整備を目指すのは現実問題として困難とする認識があったということにも着目しておく必要がある。これに係る吉川の証言を引用してみよう。

「所要防衛力と言うのを本当に追求していつてできるのかという疑問は、防衛課にいて、四十九年、五十年頃の議論の中ではもちました。それは国内世論、政治情勢もありました。そういう中で、やっぱり最後に政治的なリスクを含めてという議論にすんなり進むことにも躊躇がありました。それじゃ反対して所要防衛力をずっとやって行けるのか。(中略) こういうことを考えてみると、何ががいちばん選択枝としていいかということは、後の話になりますけれども、やっぱり七艦隊を含む米海軍と本当に共同ができて、お互いに密着した作戦ができるような部隊をつくること以外、当面の問題としてはできないんじゃないかという考え方を、私は後半の昭和五十年前後になって持つようになりました。」<sup>88</sup>

すなわち、防衛力整備の在るべき論として「所要防衛力」の考え方を取る各自衛隊としても、現実問題としては財政上の制約を含む政治的妥当性を考慮しないというわけにはいかなかったのであり、このことは前章で概観したとおり我が国の防衛力整備が実態として財政上の考慮によって規制されてきた経緯からしても頷けるところであろう。そして、このような吉川の基本認識は次に引用する証言に端的に示されているところでもあり、序言

<sup>85</sup> 『海上自衛隊五十年史』127 頁。

<sup>86</sup> 『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』187 頁。

<sup>87</sup> 田中『安全保障』248-252 頁等。

<sup>88</sup> 『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』169 頁。

## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

において本研究のメインテーマとして提示した、「8艦8機体制」が財政上の考慮を含む政治的妥当性と軍事的合理性の整合を図り High-low Mix の考え方を徹底した現実的な施策であるとする筆者の見解は、吉川らのこのような認識にかんがみてのものである。

「五十年代の日本の政治経済の状況、社会の状況を考えてみれば、所要防衛力で行くことはできないだろうと考えました。したがって、基盤的防衛力を受け入れて、海上自衛隊の正面装備、護衛艦、航空機の思い切った近代化をしよう。それと同時に、通信、情報、コンピュータ・システム、ロジスティック、施設、教育訓練も近代化していこうと考えました。それをやればアメリカ海軍の信頼も高め、協力できる態勢ができるだろうと、こういうことに集中すべきじゃないかと考えました。当時五十年代になると、装備、武器も性能がかなり向上してくるんです。そういうことを考えて、努力をしていこうと考えるようになりました。」<sup>89</sup>

### (3) 軍事的合理性から見た装備近代化の必要性和「8艦8機体制」

ここまで述べて来た「8艦8機体制」導入へと至る前段階については、吉川のOHの証言に基づき、主として「51大綱」の策定に関連する政治的妥当性という側面から見てきたが、当然ながら、その必要性については軍事的合理性に基づく要求、すなわち、当時の軍事情勢下での対象脅威の増大という問題もあったことは言うまでもない。この点については長田博が前述の記事中で「8艦6機体制」以降の情勢の変化を次のとおり説明している。

「1970年代に入ると大型爆撃機に対するASM装備が一般化し、水上艦艇部隊はASMの脅威に対処することを考慮しなければならなくなった。また、潜没したまま発射することが可能なミサイル(USM)装備の潜水艦が出現し、従来のような直衛線を突破して船団を魚雷攻撃する形態のほか、直衛線の遙か外方の遠距離からの水中脅威が増大し、これらの脅威に対抗するため戦術単位の構成について検討を加える必要が生じた。」<sup>90</sup>

また、この記事では「当時、長距離大型爆撃機によるASM攻撃戦術は2機1組2波(計4機)が1隊となって多方向同時攻撃を行うことが知られていた。」とされ、「このASM攻撃に対処するためには戦術単位内に誘導用レーダー装置2基装備のDDG2隻が最小限必要になる。」として「8艦8機体制」でDDGが2隻必要となる理由が説明されている<sup>91</sup>。さらに対潜脅威に対しては対潜ヘリの能力向上と1個戦術単位当たりの機数増加が求められたことが指摘されているが、これに係る対応は「8艦8機体制」の基本構成艦となる52DD「はつゆき」型の建造に係る重要なエピソードの一つでもあるので、「五十年史」の記述を

<sup>89</sup> 『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』188頁。

<sup>90</sup> 長田「8艦8機の4個群体制ついに完成!」97頁。

<sup>91</sup> 同上、98頁。

参照しつつ、概要を記しておくこととする<sup>92</sup>。

ポスト四次防の兵力整備においては対潜ヘリの能力向上も検討され、従来機の HSS-2 によるディッピング・ソーナーを使用した探知、魚雷攻撃機能のほか、ソノブイオペレーション能力、護衛艦の SSM 攻撃目標指示を行う対水上戦支援機能も併せ持つ HSS-2B の開発装備化が進められることとなった。そしてそれらの各種オペレーションを OR 分析した結果、艦載ヘリ 6 機では兵力が不足し、最適な編成は 8 機体制となることが判明した。これは当時の主要国海軍の趨勢となりつつあった戦術単位の基本構成艦に対潜ヘリを搭載し活用する戦術を海自にも導入する試みであったが、そのためには「はつゆき」型に HSS-2B を搭載し安全に運用可能であることが確認されなければならなかった。「はつゆき」型はローコンセプト艦とすることを前提に排水量 3 千トン以下とすることが定められており、DDH に比較し小型で動揺も大きい「はつゆき」型の狭小な飛行甲板で、大型の HSS-2B が安全に運用できるかという点について大きな懸念があった。この点については種々の検討後、基準排水量 2 千トンの掃海母艦「はやせ」飛行甲板における実証試験を経て安全性が確認され、「はつゆき」型への HSS-2B 搭載が決定したのである。「8 艦 8 機体制」の DD5 隻にヘリ 1 機搭載という構想はこのようにして実現されたものだったのである。そして、この「はつゆき」型 DD をローコストで優秀な装備をもった先進的な艦として 1 個護衛隊群の基本構成艦とするというコンセプト、すなわち、High-Low Mix の考え方に基づき導出されたのが「8 艦 8 機体制」であり、吉川はその考え方を次のとおり説明している。

「海上自衛隊の戦術単位というのは護衛隊群をどう編成するかということを考えているんです。(中略) 従来、四次防までは DDG (ミサイル搭載護衛艦) が一隻、DDH (ヘリコプター搭載護衛艦) が二隻でヘリコプターは六機持っています。そして DDA (護衛艦) が一隻、DDK (対潜護衛艦) が四隻ということで、ミサイル艦は DDG 一隻しかないんです。こんな状況だったんです。これじゃだめだということで、新編成は防空中枢艦として DDG を二隻にする。DDH は一隻にして、対潜中枢艦としてヘリコプターを三機持つ。そして、これからお話する DD の「はつゆき」型というのは五隻必要です。これにヘリコプターを一機ずつ搭載する。そうすると八隻で八機のヘリコプターを持つという編成になるわけなんです。」<sup>93</sup>

### 3 「8 艦 8 機体制」の確立と我が国海上防衛におけるその意義

ここまで、第 1 章においては海自の防衛構想等と防衛力整備計画の推移を概観するとともに、四次防当時の海自主要護衛艦の性能レベルと護衛隊群の変遷等について概観、第 2 章においてはそれを踏まえつつ、「51 大綱」の策定経緯と基盤的防衛力構想に対する海自

<sup>92</sup> 『海上自衛隊五十年史』156-158 頁。

<sup>93</sup> 『オールラブル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』189 頁

## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

の考え方を概観し、実態として防衛力の規模が現状維持とされた結果、従来から主張してきた 5 個護衛隊群の整備が認められず、不足する兵力量を質の向上（装備近代化）により補うべく「8 艦 8 機体制」が構想された経緯について述べてきた。ここからは、同構想が具体的にはどのように実現していったのか、構想の要となるポスト四次防艦の建造等に焦点を当てて再確認するとともに、同構想の我が国の海上防衛における意義等について考察を試みることにする。

### （1）「8 艦 8 機体制」とポスト四次防艦の建造

前章では、「8 艦 8 機体制」の実現に至る過程について、主として政治的妥当性に係る事項については吉川圭祐の証言、軍事的合理性に係る事項については長田博の記事に基づき論述してきたが、いずれもキーワードは High-Low Mix であり、「思い切った近代化」を実現するためにも財政上の制約が大きな焦点となっていた。吉川はこのことについて次のように証言している。

「この時は狂乱物価で大変な時代だったんです。（中略）こういう中で近代化をいろいろ検討しました。三次防、四次防でつくった「やまぐも」型という護衛艦があるんです。これを少し近代化して、短 SAM ぐらいを搭載して近代化したら、幾らになるだろうと見積もったら、一隻に三百四十億かかるというんですね。（中略）そういうことで、要するに新しいローコストのシステム艦をつくらなければならないと考えたのが、「はつゆき」という艦です。」<sup>94</sup>

すなわち、「はつゆき」型 DD は High-low mix コンセプトの下、徹底して「低コストの護衛艦であるが、当時においては優秀なウェポン・システムを装備した先進的なシステム艦とする構想」<sup>95</sup>であり、まさしく「8 艦 8 機体制」実現のキーとなる艦だったのである。これについて吉川は「私は当初から三千トンとしようと思ったんです。これ以上オーバーしないような艦をつくらうと。そして、人員は従来だったら二百二十人とか二百四十人要るんですけど、百八十人にしよう。さらに艦の建造費は三百億円以下と。三百億円を絶対超えないという枠を決めたんです。」と証言しており<sup>96</sup>、また、長田も先に引用した記事中で「もし DD が 3,000 トンをオーバーしていたならば今日の護衛艦隊はなかったと考える。」と述べているところである<sup>97</sup>。

その他、第 1 章第 2 節で概観した当時の主要国海軍水上戦闘艦艇の趨勢との比較において、ポスト四次防艦の装備近代化に係る特徴的な事項について述べれば次のとおりである。

<sup>94</sup> 『オール・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』189 頁

<sup>95</sup> 『海上自衛隊五十年史』160 頁。

<sup>96</sup> 『オール・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』189 頁。

<sup>97</sup> 長田「8 艦 8 機の 4 個群体制ついに完成！」99 頁。

まず、「8艦8機体制」の各構成艦に共通する事項としては、いわゆる「システム化」の推進が挙げられる。同体制においてはDDGを防空中枢艦、DDHを対潜中枢艦、DDを基本構成艦と呼んでいるが、これらの護衛艦では「規模の大小はあるものの、いずれも対空戦・対潜戦・対水上戦・電子戦等の戦闘に対応する複数の武器をウェポン・システムとして統合し、さらに、これを最も有効適切に性能発揮させるためデジタル・コンピューターによって運用する戦闘指揮システム（「CDS」）で指揮管制することが一般的」となり、これらを装備した護衛艦が「システム艦」と呼ばれることになったのである<sup>98</sup>。これらの武器システムは在来艦と比較して次のとおり大幅な改善が図られた。対潜戦については前述のとおりDDへのヘリ搭載が推進され、対空戦についてはDD、DDHに個艦防空用短SAMシステムが搭載されたほか各艦に近接防御用のCIWSが装備された。さらに対水上戦についてはDDHを除く各艦にSSMが装備された。これらの装備品については就役時期により一部が後日装備となった艦、あるいは三次防艦のDDH及びDDAのように近代化改修（FRAM）によって装備した艦も一部あったが、「8艦8機体制」の4個護衛隊群編成が完成する1995年3月頃までには全艦の装備がこれに対応するものとなった。その他、ガスタービン機関化も推進され、既就役のDDH、DDG以外の全艦がガスタービン化されるとともに、省力化、自動化といった改善も図られていったのである。

## （2）「8艦8機体制」の部隊の実力と海上防衛力近代化の象徴としての意義

以上、述べてきたような経緯を経て、「8艦8機体制」が導入されたわけであるが、ここからは、この構想の我が国海上防衛における意義ということについて改めて考察してみたい。

まず、「8艦8機体制」が純軍事的にはどのような効果をもたらしたのかという点については、事柄の性質上、これを明示的に示唆した資料はない。しかしながら、各種の証言等からそれを間接的に類推することは可能であり、例えば、吉川はこれについて次のように述べている。

「この1個戦術部隊というのは、対空戦、対潜戦、対水上戦、電子戦の戦闘に対応する複数の武器を統合して、最大の効果を発揮できるようなシステムになりました。これはなかなかのものだと思います。それと同時にその頃、対潜装備も逐次進歩しました。P-3C、ヘリコプターの協力を含めてよくなってきました。ミサイル防御でも、ただ単にこちらのミサイルで撃ち落とすだけではなくて、ファランクスで落とすとか、チャフとかデコイで落とすとか、レーダーで早く捕まえるとか、こういうふうに武器が向上してきました。こ

---

<sup>98</sup> 『海上自衛隊五十年史』158頁。



## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

れは、私は非常に大きな変化じゃないかと思えますよ。」<sup>99</sup>

吉川はその後、1984年3月から1年間、当時まだ四次防艦主体に編成されていた第4護衛隊群司令を務め、引き続き1985年3月から1年間、今度は八割方、「8艦8機体制」の構成艦で編成された第2護衛隊群司令を務めるのだが、その際の所見を次のように証言している。

「これ、非常に違いましたね。米軍と一緒に訓練をやった時、アメリカの艦と十分に使えるだけの通信情報が全部入るんです。指揮及び情報交換が極めてスムーズにできるので。各種の脅威に対して各種の武器が総合的に使えるようになりました。これだなと思って、つくづくよかったと思いました。」<sup>100</sup>

また、これにも関連して、吉川が装備近代化の前提条件として当初から念頭に置いていた「米海軍との連携」については、佐久間一が「八〇年代になって海上自衛隊の装備と能力を、ある程度アメリカも評価するようになった。」と証言している<sup>101</sup>。ここでは「8艦8機体制」の部隊と明示されているわけではないが、80年代の海上防衛力の近代化の一つの柱が同体制であり、もう一つがP-3C哨戒機の導入であったことにかんがみれば、この評価は当然に「8艦8機体制」も念頭に置いてのものと考えてことが妥当であろう。これを要するに、「8艦8機体制」の実現によって海自の機動運用する護衛艦部隊は、80年代前半にかけ急速にその実力を向上させ、それによって米海軍との共同連携も一層強固なものになったものと言えるであろう。

一方、「8艦8機体制」導入の意義としては、このような部隊の実力の向上という側面は当然として、むしろ我が国の防衛力近代化の一つの象徴としての側面、すなわち、これを積極的に広報することによるプレゼンスの発揮という意味合いもまた大きかったのではないかと筆者は考えている。そのような観点から「8艦8機体制」のメディア、特に内外の軍事関係専門誌等への露出状況について述べれば次のとおりである。「8艦8機体制」の考え方が最初にメディアに登場するのは『世界の艦船』1978年5月号の「海上自衛隊ニュース」においてであり、ここでは「8艦8機」という表現は使用されていないものの、編集部注として新たな護衛艦部隊の編成に係る考え方が説明されている<sup>102</sup>。しかしその後は散発的に関連記事が掲載されたものの、「8艦8機体制」の最初の部隊として第1護衛隊群の近代化が完了する1985年3月頃までは、各紙とも総じて本件の扱いは小さかった。ちなみに海外メディアでは“Jane's Fighting Ships 1986-87”の序言<sup>103</sup>に概要が記述されたのが最初である。1976年末頃までには海幕で「8艦8機体制」の構想が確立し関連予算の

<sup>99</sup> 『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』190頁。

<sup>100</sup> 同上。

<sup>101</sup> 防衛省防衛研究所編『佐久間一オーラル・ヒストリー上巻』防衛研究所（2007年）133頁。

<sup>102</sup> 「海上自衛隊ニュース」『世界の艦船』（1978年5月）126-127頁。

<sup>103</sup> *Jane's Fighting Ships 1986-87*, Jane's Publishing Inc (1986), p.131.

要求もなされていたことにかんがみれば、今日の感覚からしてメディアへの露出にはかなりのタイムレートがある感は否めない。この点は当時、海幕として「8艦8機体制」構想について積極的に広報するという方針ではなかったが、敢えて秘匿したわけでもないということからすれば、むしろメディア側の関心として、実際に形になってみないと記事にはならないという側面があったと考えるのが妥当であろう<sup>104</sup>。こうした状況に転機が訪れるのは1986年5月、「8艦8機体制」の部隊がリムパックに参加してからのことであり、『世界の艦船』7月号に「新「八八艦隊」リムパック86へ」と題するカラーグラビアが掲載<sup>105</sup>されるのであるが、これ以後、一般紙を含めた各種メディアへの露出が頻繁に行われるようになっていく。これは「8艦8機体制」の部隊が対空、対潜、対水上の各種戦能力、装備をバランスよく保有し、艦載ヘリやミサイル等の武器システムを統括する戦闘指揮システム、ガスタービン機関を搭載する等、主要国海軍の水上戦闘艦艇に比較しても遜色のないレベルに達しており、防衛庁・海自として防衛力近代化を対外的にプレゼンスする格好のシンボリックな存在であったことによると考えられる。また、もう一つの要素として、この時期は1981年5月の鈴木首相訪米時のいわゆる「シーレーン防衛」発言を契機とする海上防衛力強化の機運<sup>106</sup>があり、「8艦8機体制」による近代化された護衛艦部隊の整備は、まさにこれに合致したという側面もあったであろう。いずれにせよ「8艦8機体制」が実現して以降、これが我が国の海上防衛力近代化の一つの象徴として頻繁にメディアに登場し、また、防衛庁（省）、海自としても積極的にこれをPRに活用してきたのは事実であり、これは部隊の実力向上という本来の目的に勝るとも劣らない、我が国の安全保障、防衛上の大きな意義であったと筆者は考えている。

### （3）「防衛力整備のフィロソフィー」としての意義と「8艦8機体制」のその後

前節では「8艦8機体制」の部隊の実力ということと、我が国海上防衛における意義の一つとして防衛力近代化の象徴という点について述べて来たが、海自の防衛力整備に与えた影響という点では、より直接的な意義もあったものと筆者は考えており、それは佐久間一の次のような証言に端的に示されているところである。

「ハイ・ロー・ミックスという、船でいうとそういうコンセプトを明確にして、八艦八機という体制をつくった。ただ、八艦八機というのは防衛力整備のフィロソフィーとしては非常に優れたもので、理解もされるし、しかもそれはORに基づいた成果だからいいんですけれども、実際の運用はそうはいかないんですよ。」<sup>107</sup>

<sup>104</sup> 筆者による吉川圭祐への追加インタビュー（2014年5月8日）

<sup>105</sup> 「新「八八艦隊」リムパック86へ」『世界の艦船』（1986年7月）1-7頁。

<sup>106</sup> 田中『安全保障』289-293頁

<sup>107</sup> 『佐久間一オーラル・ヒストリー上巻』120頁。

## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

佐久間はこれ以上の具体的なことを述べておらず、以下、本件については筆者なりに考えるところを述べていくこととしたい。この最後の部分については本構想が教条主義に陥ることを戒めたもので文字通りに受け止めれば良いものと考えられるが、考慮すべきは前段の「防衛力整備のフィロソフィーとしては非常に優れたもの」という表現の含意であろう。これについて筆者は、ここまで論じてきた「政治的妥当性と軍事的合理性の整合」という大所高所からの観点もさることながら、防衛力整備の実務におけるより実際の意味合いが強いものと考えている。すなわち、佐久間の指摘は「8艦8機体制」という防衛力整備上のロジック、部隊編成に係る一種のテンプレート（雛形）を設定したことにより、以後の兵力整備が当該構成艦の近代化更新という形で説明できることとなり、大きな抵抗を受けることなくより高性能の新装備を導入できるようになったということに焦点があるのではないかと考えられるのである。この点については「8艦8機体制」のその後という視点も併せ、具体例を見ていくこととしよう。

例えば、昭和63年度計画艦の「こんごう」型DDGは、今日では海自の看板とも言うべき存在となっているイージス艦であり、これは能力的にも價格的にも在来型のDDGとは一線を画する艦艇である<sup>108</sup>。もちろん、これは「洋上防空体制のあり方についての検討」<sup>109</sup>等の慎重な検討を経て導入されたものであるが、それでも基本的には「8艦8機体制」を構成するDDGの一艦として、国論を二分するような問題を生ずることはなく導入されることとなったものである。この点は序言で言及したDDH「いずも」型、「ひゅうが」型についても同様で、在来型のDDH、「はるな」型、「しらね」型とは運用概念が全く異なる艦であるにも係らず、その近代化更新用と説明することによって特別に大きな問題を生ずるようなことなく導入されている。さらにDDについても、前述のとおり長田博や吉川圭祐らがHigh-Low Mixを徹底するという考え方の下、3千トン以下、3百億円以内として建造した「はつゆき」型から約30年を経て、最新の「あきづき」型では5千トン、約8百5十億円まで拡大、さらに、この「あきづき」型ではBMD対応中のイージス艦の防護等、任務自体も従来のDDとは異なるものが付与されるようになってきているところでもある<sup>110</sup>。そういう意味では今日における「8艦8機」体制は既にHigh-Low Mixの考え方を徹底したものとは必ずしも言えないような状態になっているのかもしれない。もちろん、構想策定当時とは情勢の変化もあり、また、30年前とは物価等の指標も異なるので一概に比

<sup>108</sup> イージス艦はレーダーの性能、ミサイルの射程、対処可能な目標数等、ここでは詳細な記述は控えるが、在来型のDDGとは全く次元の異なる戦闘艦である。価格については当時、在来型DDG「はたかぜ」型の約7百億円に対し、「こんごう」型は約千2百億円と言われていた。

<sup>109</sup> 61中期防において「効率的な洋上防空体制を検討」とされたことを受け、イージス艦導入、OTHレーダー等について検討された。防衛庁編『昭和62年度 防衛白書』（1987年）193-195頁。

<sup>110</sup> 防衛省防衛政策局防衛計画課『平成18年度 政策評価書（事前の事業評価）』2008年、<<http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/results/18/jizen/honbun/01.pdf>>2014年10月15日アクセス。

較できるものではないが、少なくとも「8艦8機体制」のフィロソフィーが当初は High-Low Mix と言いつつ、艦艇の近代化更新によって海上防衛力の実質的な強化に大きく寄与してきたということは事実であり、筆者はこの点もまた我が国の海上防衛における「8艦8機体制」の大きな意義であったと考える次第である。

ちなみに、機動運用する護衛艦部隊の編成は、2008年3月、護衛隊群内の各部隊をより柔軟に運用するという発想から DDH グループと DDG グループの各4隻体制に改編<sup>111</sup>されている。さらに今後は序言でも言及したとおり、一部「8艦12機体制」の護衛隊群が編成されることになるわけで、今後、この「8艦8機体制」がどうなっていくのか、現時点では定かではない。しかしながら、構想の策定から既に約30年、この間、冷戦の終結を経て国際協力を含む任務の拡大、我が国の防衛はもちろんのこと、不審船対処、弾道ミサイル防衛、テロとの戦い、海賊対処等、海自の運用自体が大きく変化していく中で、「8艦8機体制」の考え方もまた「不磨の大典」では在り得ない。であればこそ、ここで述べた「防衛力整備上の優れたフィロソフィー」といった側面も含め、情勢の変化に応じ何らかの見直しがなされるであろうこともまた必然であり、本研究がそのようなプロセスにおいて何らかの参考になればと考えている次第である。

おわりに

以上、「8艦8機体制」の策定経緯等について OH や『五十年史』、各種の先行研究に基づき考察を試みてきたが、これを一つのストーリーとして端的に総括し、我が国海上防衛における意義という観点から改めて述べれば次のとおりである。

すなわち、「51大綱」の策定当時、兵力整備目標と現状に乖離があった海自は基盤的防衛力構想に実態として兵力規模を現状維持とする性格があったことに強い抵抗があり、また、従来から主張してきた5個護衛隊群の整備が認められなかったことを契機に、不足する兵力を質の向上（装備近代化）によって補うべく「8艦8機体制」構想の策定に至ったということである。そしてその結果、本構想に基づき海自護衛艦部隊の近代化は急速に進展、その後のイージス艦導入や同じ時期に進められていた P-3C 哨戒機の配備とも相まって米海軍との連携強化という点でも信頼に値するパートナーとしての実力を備えるに至り、また、我が国の防衛力近代化の象徴としてプレゼンスの発揮という側面を含め、極めて大きな役割を果たしたのである。更にイージス艦や「ひゅうが」、「いずも」型 DDH、「あきづき」型 DD の例にも見られるとおり、この構想自体が防衛力整備上のフィロソフィーとして、海上防衛力の実質的な強化に大きく寄与してきたという側面も見逃せない事実であろう。一方、その策定プロセスについて言えば、本構想が財政的な考慮を含む政治的妥当性

<sup>111</sup> 防衛省『平成19年度 防衛白書』（2007年）第Ⅱ部第2章第4節 図表Ⅱ-2-4-2

<[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/2007/2007/index.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2007/2007/index.html)>2014年2月28日アクセス。

## 相澤 ポスト四次防における海上自衛隊の防衛力整備構想に関する研究

と軍事的合理性の整合を図り、High-Low Mix の考え方を徹底した現実的な施策であったということは第2章で吉川圭祐らの証言に基づき論述してきたとおりであるが、吉川をはじめ多くの実務担当者が政治的妥当性と軍事的合理性との的確な整合を図るべく尽力してきた経緯については、今日の安全保障、防衛政策の策定に係る実務の場においても一つの参考となるものであると考える次第である。

(防衛研究所戦史研究センター安全保障政策史研究室主任研究官)